

# 公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公立東濃中部医療センター（以下「医療センター」という。）のシンボルマーク及びロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (デザイン)

第2条 シンボルマーク等のデザインは、別に定める公立東濃中部医療センターVIデザインシステムマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定めるとおりとする。

## (権利の帰属)

第3条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、東濃中部病院事務組合（以下「組合」という。）に帰属する。

## (使用料)

第4条 シンボルマーク等の使用料は、無料とする。

## (使用の申請)

第5条 シンボルマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用承認申請書（別記様式第1号）に必要書類を添えて管理者に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 組合が主体となって実施する事業又は業務等で使用する時。
- (2) 土岐市及び瑞浪市の機関が市の事業又は業務等で使用する時。
- (3) 報道機関が報道の目的で使用する時。
- (4) その他管理者が適当と認めた時。

## (使用の承認)

第6条 管理者は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、シンボルマーク等の使用を承認する場合には、公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用承認通知書（別記様式第2号）により

申請者に通知するものとする。

(使用の不承認)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、シンボルマーク等の使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
- (3) 医療センターのイメージを損なうおそれがあると認めたとき。
- (4) その他管理者が使用を承認することが適当でないとして認めたとき。

2 管理者は、前項の規定により使用を承認しないときは、公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第6条の規定によりシンボルマーク等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条に規定するデザインマニュアルに従って、適正に使用すること。
- (2) 使用の承認を受けた範囲を逸脱しないこと。
- (3) 使用の承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、この要綱の規定に基づき使用すること。

(承認内容の変更等)

第9条 使用者は、第6条の規定による使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用承認内容変更申請書（別記様式第4号）に必要書類を添えて管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合には、公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用変更承認通知書（別記様式第5号）により使用者に通知するものとする。

3 管理者は、承認内容の変更を承認しないときは、公立東濃中部医療セン

ターシンボルマーク及びロゴタイプ使用変更不承認通知書（別記様式第6号）により使用者に通知するものとする。

（使用の承認の取消し）

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すものとし、公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用承認取消通知書（別記様式第7号）により使用者に通知するものとする。

（1） 第5条又は第9条第1項に規定する申請の内容に虚偽があったとき。

（2） 第7条第1項の規定に該当し、又は第8条の規定に違反したとき。

2 管理者は、前項の規定による使用の承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

東濃中部病院事務組合管理者

申請者

住所又は所在地

氏名（名称及び代表者名）

公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用承認申請書

公立東濃中部医療センターシンボルマーク等を使用し、公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用取扱要綱第5条の規定により、申請します。

使 用 目 的	
使 用 物 品 等	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
担 当 者 連 絡 先 (所属・氏名・電話番号)	

添付資料

- (1) 使用する物品等の完成見本
- (2) 企業等の概要書（パンフレット等）

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

東濃中部病院事務組合管理者 印

公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった公立東濃中部医療センターシンボル等の使用について承認しますので、公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用取扱要綱第6条の規定により、通知します。

使 用 目 的	
使 用 物 品 等	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使 用 条 件	

注意事項

- (1) 承認を受けたシンボルマーク等の使用内容を変更する場合には、「公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用承認内容変更申請書（様式第4号）」を提出し、承認を受けてください。
- (2) その他法令並びに東濃中部病院事務組合の条例、規則及び公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用取扱要綱の規定を遵守してください。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

東濃中部病院事務組合管理者 印

公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった公立東濃中部医療センターシンボル等の使用について承認しないこととしましたので、公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用取扱要綱第7条第2項の規定により、通知します。

使 用 目 的	
使 用 物 品 等	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使 用 を 承 認 し な い 理 由	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

東濃中部病院事務組合管理者

申請者

住所又は所在地

氏名（名称及び代表者名）

公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用承認内容変更申請書

年 月 日付け 第 号で使用承認通知を受けた公立東濃中部医療センターシンボルマーク等の使用につき、使用の承認を受けた内容を変更したいので、公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用取扱要綱第9条第1項の規定により、申請します。

変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

変更する内容が複数ある場合は、同様の内容を別紙に記載の上、添付してください。

添付資料

- (1) 変更後の使用する物品等の完成見本
- (2) 変更内容（別紙） ※変更内容が複数ある場合

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

東濃中部病院事務組合管理者 印

公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった公立東濃中部医療センターシンボル等の使用変更について承認しますので、公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用取扱要綱第9条第2項の規定により、通知します。

変 更 前	
変 更 後	
使 用 条 件	

注意事項

変更を承認した内容以外は、当初の使用の承認内容によります。

様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

東濃中部病院事務組合管理者 印

公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった公立東濃中部医療センターシンボル等の使用変更について承認しないこととしましたので、公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用取扱要綱第9条第3項の規定により、通知します。

変 更 前	
変 更 後	
使 用 を 承 認 し な い 理 由	

注意事項

当初の使用の承認内容により使用すること。

様式第7号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

東濃中部病院事務組合管理者 印

公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認をした公立東濃中部医療センターシンボル等の使用について、使用の承認を取り消しましたので、公立東濃中部医療センターシンボルマーク及びロゴタイプ使用取扱要綱第10条第1項の規定により、通知します。

使用物品等	
使用条件	
使用の承認の取消し理由	